

第2次潟上市食育推進計画 (案)



平成26年 月
秋田県潟上市

※計画中の網掛け部分は、現行の食育推進計画から変更のあった部分です。

なお、計画中の見え消し修正している部分は、現行の食育推進計画に掲載されていますが、第2次計画で削除予定の部分です。

目 次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 計画の位置付け	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・ 2
第2章 食育推進の基本的考え方	
1 目的	・ ・ ・ ・ ・ 3
2 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 3
3 視点	・ ・ ・ ・ ・ 3
第3章 潟上市の食をめぐる現状	
1 潟上市の食をめぐる現状	・ ・ ・ ・ ・ 4
2 潟上市における食育の取り組み状況	・ ・ ・ ・ ・ 9
第4章 食育推進のための施策の展開	
1 基本的施策	・ ・ ・ ・ ・ 12
2 食育推進のための目標値	・ ・ ・ ・ ・ 14
第5章 ライフステージ（成長段階）に沿った取り組み	
1 ライフステージを通じて必要な取り組み	・ ・ ・ ・ ・ 17
2 妊産婦期・乳幼児期	・ ・ ・ ・ ・ 19
3 学齢期	・ ・ ・ ・ ・ 21
4 思春期	・ ・ ・ ・ ・ 23
5 青年期	・ ・ ・ ・ ・ 25
6 壮年期	・ ・ ・ ・ ・ 26
7 高齢期	・ ・ ・ ・ ・ 27
第6章 計画の推進	
1 推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 28
2 進捗管理	・ ・ ・ ・ ・ 28
資料	・ ・ ・ ・ ・ 29

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

近年の急速な少子高齢化や社会経済情勢の変化に伴い、食の多様化が大きく進展するとともに、ライフスタイルの変化や毎日の忙しさから、食の大切さに対する意識が薄れ、不規則な食事や栄養の偏りといった食生活の乱れが進むなど、健全な食生活が失われつつあります。便利で豊かな現代社会は食べ残しや食品の廃棄などの問題を生み、食に関する情報が氾濫する中で、私たちが正しい情報を適切に選別し、活用することが非常に難しくなっています。これは全国的な傾向であり、潟上市においても例外ではありません。

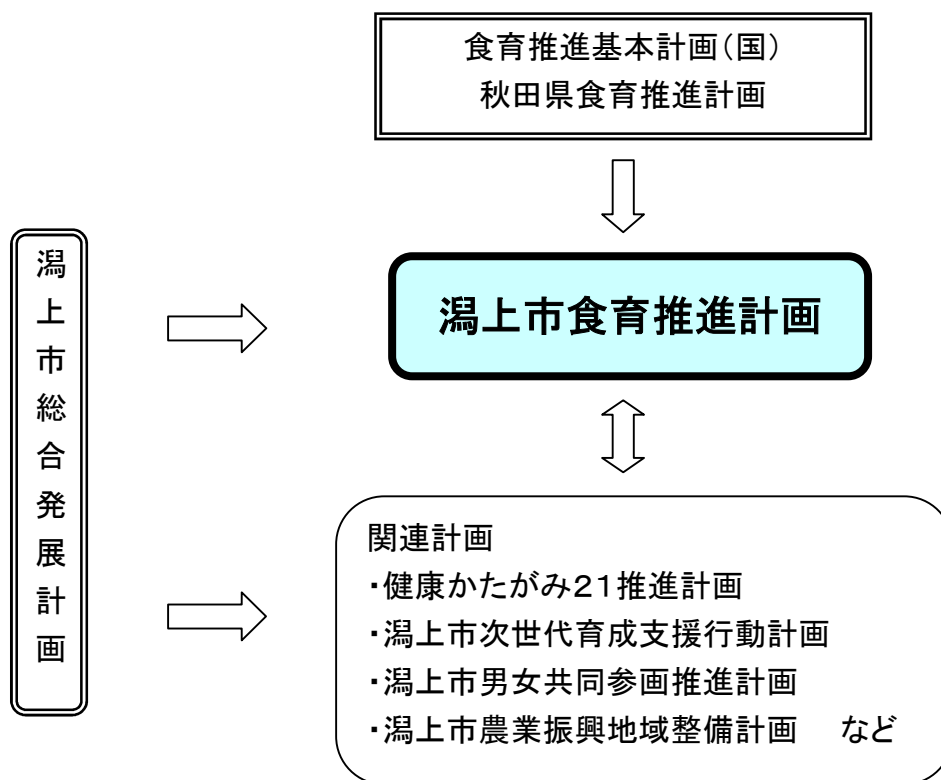
このため、市民一人ひとりが健全で心豊かな生活を送れるよう、食について自ら考える習慣を身に付け、バランスのとれた健全な食生活を実践し、地域の食文化への理解を深め、自然の恵みや食に関わる人々への感謝の心を育む食育を推進することが必要です。

潟上市では、平成21年3月に食育推進計画を策定し、食育を推進してきましたが、依然として、この取組には課題が残ります。市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を実践するためには、引き続き食育に取り組んでいかなければなりません。

第1次食育推進計画の方針や視点など、基本的な方向性は維持しながら、社会情勢の変化に合わせた目標の追加や、ライフステージ（成長段階）に沿った取組を整理するなど、家庭・学校・地域・関係団体・行政などがそれぞれに役割を担い、互いに連携を図りながら食育を推進するために第2次食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は食育基本法（平成17年7月施行）第18条に基づく市町村食育推進計画として位置付けるとともに、上位計画である潟上市総合発展計画をはじめとする市の各種計画や国・県の食育関連計画との整合性を図りつつ、食育を総合的かつ計画的に推進するための行動計画とします。



3 計画の期間

計画の期間は平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）の5カ年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 食育推進の基本的考え方

1 目的

市民一人ひとりが食について自ら考え、健全な食生活を実践するとともに、地域の食文化や自然の恵みを大切にする豊かな心を持ち、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるまちを目指し、食育を推進します。

2 基本方針

- ①規則正しい食生活習慣を身に付ける
- ②安全・安心な食べ物を選択する力をつける
- ③自然の恵みや食に関わる人々への感謝の心を育む
- ④環境と調和した食生活を実践する
- ⑤地域の自然や食文化を生かし、伝える

3 視点

○地域の力を生かした食育推進

次世代を担う子どもたちへの食育は、祖先より受け継がれた潟上市の豊かな自然と産物を継承する意味合いももちます。家庭や学校だけでなく、地域の人材を活用しながら、地域全体で食育に取り組み、世代を超えた交流を広げることが、地域の活性化につながります。また地域でとれるものを地域で食べる「地産地消」を進めることや、地域ブランドの創出などで農林水産業・商工業の振興を図ります。

○男女共同参画のまちとしての食育推進

食育の推進には、男女を問わず一人ひとりが健全な食生活を考え、実践することが求められます。食育は食事と子育てに深く関わるため、女性の問題であるにとらえられがちですが、男女が家庭と地域、職場の活動を両立させるためにも、家庭の中での男性の役割は大きくなっています。

潟上市では、年齢や性別を問わず、一人ひとりが喜びも責任も分かち合いながらいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、平成18年6月に男女共同参画都市を宣言しました。潟上市における食育は、男女共同参画の視点から、性別を問わず、多様な主体の参画と連携・協力により推進します。

第3章 潟上市の食をめぐる現状

1 潟上市の食をめぐる現状

(1) 食をめぐる環境の変化

核家族化や、単身世帯の増加、共働き世帯の増加などにより、家族で食卓を囲むことが少なくなり、「個食」「孤食」といった食事形態や、時間を使わずに食べられる外食やレトルト食品の利用などの食の外部化、欧米型の食生活への移行などにより、日本の古くからの食生活が変わりつつあります。地域とのつながりも希薄化する現在、地域に伝わる伝統行事、祭り、風習とともに長年培われてきた伝統料理や郷土料理などの食文化の継承もまた難しい時代を迎えています。

また、県の高齢化率 **31.4%に対して、28.1%**と**県内市町村では2番目に低い**潟上市ですが（**25年7月1日現在**）、少子高齢化により高齢者を支える人口が減っていくことは避けられず、医療費の負担などが今後ますます増大することが予想されます。

高齢者がいきいきと生活していく上で、医療や介護のサービス充実だけでなく「健康に過ごせる時間を長くする」ことが重要です。介護予防をはじめとした高齢者の健康づくりを推進するため、運動だけでなく、食生活においても、塩分を控え脳卒中のリスクを減らしていくことや、自分の歯を維持することなど、行政もかわりながら取り組んでいくことが求められています。

【朝食を誰と食べるか】

健康推進課 健康かたがみ21アンケートより（24年度）

	大人と一緒に	きょうだいなど子どもだけ	1人で	無回答
小学4年生	60.5%	26.1%	12.7%	0.7%
中学2年生	47.6%	20.2%	30.0%	2.2%
高校2年生	32.4%	10.9%	51.2%	5.5%

【夕食を誰と食べるか】

健康推進課 健康かたがみ21アンケートより（24年度）

	大人と一緒に	きょうだいなど子どもだけ	1人で	無回答
小学4年生	97.7%	1.5%	0.4%	0.4%
中学2年生	88.6%	2.9%	8.2%	0.3%
高校2年生	76.1%	6.5%	15.9%	1.5%

(2) 不規則な食生活、栄養の偏りなどによる健康上の課題

ライフスタイルの多様化、生活時間の変化などによる不規則な食生活の中で、食への関心が希薄化し、一日3食しっかりと摂る生活から、「食べられればよい（口に入ればよい）」や、「食べなくてもよい」という考え方をもつ人も出てくるほどになっています。

壮年期（４０～６４歳）・高齢期（６５歳以上）と進むにつれ生活習慣病をはじめ、健康に関する課題が増加します。特に、癌・脳卒中・心臓病の日本人の三大死因のほか、肥満や高血圧、糖尿病などを含む生活習慣病の発生要因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が疑われる人は、４０歳以上の男性の２人に１人、女性の５人に１人といわれています。

近年、アトピー性皮膚炎や化学物質過敏症などのアレルギー疾患なども増加していますが、これらの背景には食品添加物の増加などの関与が指摘されています。清涼飲料水の摂取過多、夕食時間が遅い、夜の間食、朝の欠食など、食習慣の乱れは、子どもたちの心身の発達や健康に悪影響を及ぼすことが懸念されています。朝食を食べないことで、「疲れやすい」「イライラする」「眠い」などの不定愁訴を訴える児童生徒は多いといえます。

潟上市も、学年が上がるごとに朝食を食べずに登校する児童生徒の割合が増える傾向にあります。平成１９年度の調査時と比較すると、朝食を食べる児童生徒の割合はおおむね増加していますが、中学生については、男女ともに県内平均に比べて低い割合となっています。成長段階に応じた正しい食生活習慣の形成で心身の健康を保てるよう、家庭、学校、行政などが連携して取組を行う必要があります。

【児童生徒の就寝時間】

健康推進課 健康かたがみ２１アンケートより（２４年度）

	～９時	９時台	１０時台	１１時台	１２時以降	無回答
小学４年生	12.0%	63.4%	19.8%	1.1%		3.7%
中学２年生	1.2%	7.9%	33.1%	44.8%	12.3%	0.7%
高校２年生	0.0%	1.5%	15.9%	45.3%	36.3%	1.0%

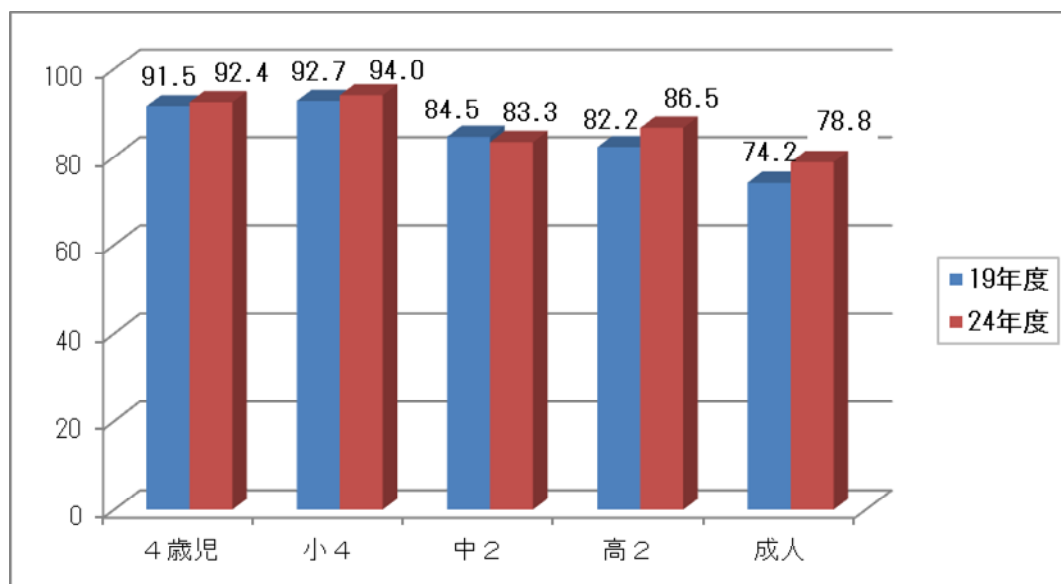
【児童生徒の起床時間】

健康推進課 健康かたがみ２１アンケートより（２４年度）

	～６時半	～７時	～７時半	～８時	８時以降	無回答
小学４年生	59.3%	36.9%	3.0%	0.4%	0.0%	0.4%
中学２年生	41.3%	45.5%	12.9%	0.3%	0.0%	0.0%
高校２年生	67.1%	24.4%	6.0%	1.5%	1.0%	0.0%

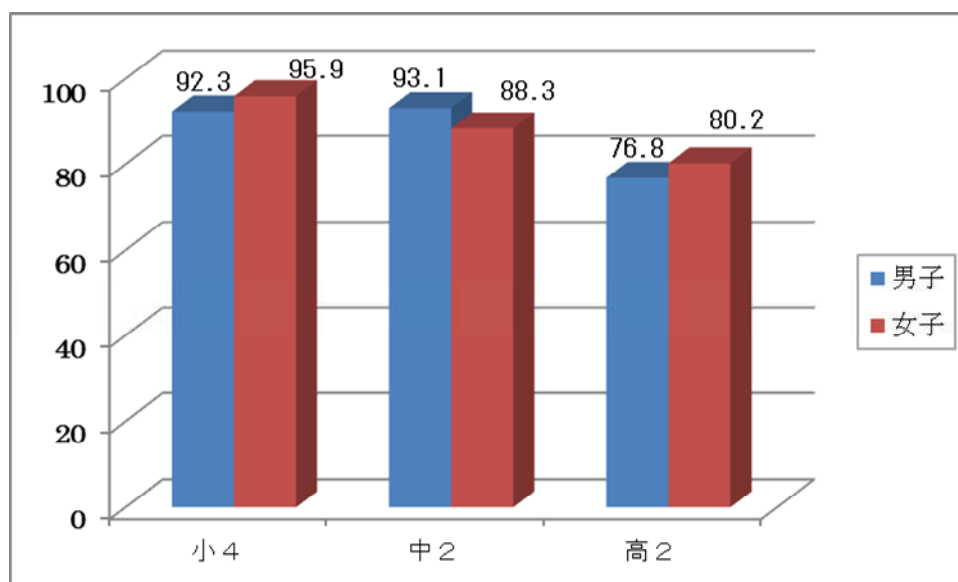
【朝食を毎日食べる児童生徒の割合】

健康推進課 健康かたがみ21アンケートより（19年度・24年度）



【朝食を毎日食べる児童生徒の割合・秋田県】

秋田県 児童生徒のライフスタイル調査より（24年度）



（３）食の安全・安心

世界各国の食べ物がいつでも食べられる環境にある日本ですが、大量の食料を輸入に頼らなければならなくなっています。近年、食の海外への依存度が高まり、国の食料自給率は４割に満たない現状です（平成２４年度は３９％）。また産地偽装、有害物質の混入、賞味期限改ざん、放射能による汚染、食材の偽装問題など、食の安全を脅かす事案が後を絶ちません。食料を供給する側（生産者・流通関係者）の意識の向上や安全性の確保が求められています。

急速な情報化社会の発展と健康に対する関心の高まりなどから、食品や健康に関する情報は増加していますが、同時に適切な判断をすることが難しくなり、誤った知識による食品の摂取などにより、健康を損ねている例もあります。正しい情報を適切に選別し、活用する能力を養う必要があります。

（４）地産地消の推進と環境保全

食べ残しや食品の廃棄を減らし、地元でとれる食材を地元で積極的に利用することにより環境への負荷が軽減されます。また、農漁業や食品製造においても農薬の適正な使用や過剰包装の改善など、環境への配慮に努め、食べ物の消費・生産の両面から環境に配慮した食生活を送る必要があります。また、家庭や外食産業での食べ残しや賞味期限切れなどによる食品ロスの増加、食品の廃棄への対策、廃油の回収などのリサイクルの推進を積極的に行うことも求められています。

地産地消の推進は、生産者と消費者の顔の見える関係を築き、生産者の意欲向上や収入の拡大、消費者の農産物に対する理解を促進することにつながります。取組が広がっている一方、担い手の高齢化、後継者不足などにより、十分な量の生産は行われていません。地域の農業を活性化させる手立てとしても、地産地消を進める必要があります。

また、潟上市の農業は、大豆や野菜、果樹、花き等を組み合わせた複合経営が増えつつありますが、依然として米以外の農産物の生産量は多くありません。

県の食育推進計画では、地場農産物（県内産）の学校給食利用率の向上を目標に掲げています。潟上市における地場農産物（県内産）の学校給食利用率は、平成２４年度で３１．０％と毎年少しずつ増加しています。【野菜１５品目（じゃがいも、にんじん、ほうれん草、ピーマン、長ねぎ、キャベツ、もやし、ごぼう、きゅうり、大根、白菜、トマト、生しいたけ、アスパラガス、小松菜）の重量ベース】

大豆製品は大部分が県内産であり、市内で加工される納豆や豆腐などの製品や、市の特産品である佃煮を献立に取り入れる取組が進められています。

「食の生きた教材」である学校給食が食材価格の高騰といった問題に直面している中で、地元で採れる農水産物や加工品を学校給食に利用するしくみづくりが必要になっています。

【学校給食での秋田県産農産物利用状況】

秋田県 平成 24 年度学校給食物資使用調査より

○野菜 15 品目

(単位 : kg)

品目	潟上市使用量	うち秋田県産
じゃがいも	7,258	1,689
にんじん	6,659	61
ほうれん草	1,890	1,208
ピーマン	500	125
長ねぎ	3,068	2,106
キャベツ	9,425	2,882
もやし	5,503	3,486
ごぼう	1,297	73
きゅうり	2,466	883
大根	3,826	395
白菜	1,765	272
トマト (ミニ)	188	88
生しいたけ	90	83
アスパラガス	265	76
小松菜	1,451	731
	45,651	14,158

○野菜 6 品目

(単位 : kg)

品目	潟上市使用量	うち秋田県産
さやいんげん	300	21
かぼちゃ	503	51
さといも	245	14
玉ねぎ	9,609	68
しめじ	2,305	1,038
まいたけ	321	241

○大豆製品 (豆腐、納豆、油揚げ、みそ、しょうゆなど)

(単位 : kg)

品目	潟上市使用量	うち秋田県産
豆腐	4,944	4,944
油揚げ	176	176
みそ	2,086	2,086
しょうゆ	1,651	1,651
大豆製品	8,857	8,857

2 潟上市における食育の取組の現状

潟上市や市の食育関連団体では、現在、次のような取組を行っています。今後、個別に行われてきた取組をさらに効果的に進めるため、計画の中に位置付け、各分野で連携し、相互理解を深めながら、継続的に進めていく必要があります。

○市で実施している事業

【食育まつり】食育推進プロジェクトチーム

年1回、幅広い年代を対象に実施。

パネル展示、レシピの紹介、食育に関するゲームやクイズ、講演、料理講習会など。豊かな自然や食に感謝する心をはぐくむ場の提供、地産地消の推進や潟上市産農産物のPRを目的に開催している。

【体験農園】産業課

市内2カ所で実施。（野村体験農園・湖南台体験農園）

農作業体験、参加者同士の交流を通じ、農業や地域の農産物に親しみ、地産地消について理解を深めている。

【離乳食教室】健康推進課 年2回、1歳未満の乳児をもつ親に実施している。

【親と子の食育教室】健康推進課

天王地区、昭和・飯田川地区の2カ所、各2回。

親子で食事作りに関わることにより、料理の仕方を覚え、食べることの大切さを学ぶ。

【食生活指導・栄養指導】健康推進課

マタニティ教室及び乳幼児健診での食生活指導を行っているほか、町内会や老人クラブ等の要請により指導している。

【男の料理教室】健康推進課 年5回 3地区で実施。

生涯学習課（公民館事業）

男性の自立した生活を助け、調理を通して食の大切さについて学ぶ。

技術の習得だけでなく、地域の人との交流の場となっている。

【幼稚園・保育園での食育】幼児教育課

年間指導計画を作成し、「楽しく食べる子ども」を基本目標とした各園での行事・保育を実施している。未就園児対象の園開放日などでも可能な限り実施している。

・親子クッキング（郷土食・行事食・季節の料理）

親子でクッキングを楽しみ、家庭でも食に関する話題が増え、関心が高まる。

- ・野菜の栽培と収穫体験、試食

植え付けた野菜に水をやるなどして育て、生長を楽しむ。収穫後は給食の献立に取り入れることで、旬の食材を知る、苦手なものも食べる意欲が生まれるといった効果が期待される。

- ・望ましい食生活の習慣づけ

うがい、手洗い、歯磨き指導など衛生面での習慣を身に付け、保育者や友達と一緒に楽しく食べることができるようにする。

- ・給食だより、食育だよりの発行

園から家庭へ食育をつなげていくよう、「食」にまつわる情報提供、クッキングレシピの紹介をしている。

- ・食べ物に関する絵本などの読み聞かせ

年齢に応じて絵本などの読み聞かせを行い、食べ物に関する興味・関心を持つようにしている。

- ・年間行事に合わせたおやつや給食をみんなで楽しむ

お花見・こいのぼり・スイカ割り・なべっこ・いもほり・クリスマス・もちつき・まめまき・ひなまつり等の行事に合わせ、料理への工夫、お弁当やバイキング給食などで楽しむ。

【児童館事業】生涯学習課

【放課後児童クラブ事業】幼児教育課

児童館事業（教室）・放課後児童クラブ事業として、子ども農園等に野菜や果物などを植え、育つ様子を学び、収穫し、新鮮な食材を使って調理する。

子どもたちは、手作り料理の温かさ、おいしさを実感し、食の大切さを知ることができる。

また、児童館等で実る柿や栗など季節の味を楽しみ、自然に対する感謝の心を育む。

【学校での食育】総務学事課

- ・年間計画を作成し、特別活動、保健体育、生活科、社会科、家庭科など、あらゆる機会に栄養教諭を活用して食に関する指導を行っている。指導目標には次のようなものを掲げている。

①食事と体の健康の関心を持ち、健康な体をつくるために食べ物が重要な役割を果たしていること

②みんなで楽しく食事をする場を通して、人間関係の育成や思いやりの心、感謝の心を育む

③地域の産物、食文化を体験し、また諸外国の文化や歴史にも触れる

- ・学校田での米づくりや学校菜園での野菜づくりを通して、地域の産業や生産者への感謝の心を学ぶ。

- ・家庭へつなげていく方法として、学校だより・給食だより・保健だより等を通じた家庭での食育の普及、またPTA活動の一つとして給食試食会を行い、給食への理解を深める。
- ・ふるさと教育の趣旨を生かし、創意ある教育課程の中で食育をテーマにし、発達段階に応じた学習計画作成の支援・援助や、学習支援のための情報提供を行っている。

【食育に関する情報提供】企画政策課

広報やホームページを活用して、食育に関する情報を随時提供する。

○食育関連活動団体

【潟上市生活研究グループ】

- ・野菜作りや料理の講習、食品加工研修へ参加する。
- ・イベント開催（豆腐・焼き肉のたれ作り、だまこ鍋の即売など）
- ・県事業 農山漁村生活研究大会（食に関する講演会など）
交流会「つたの葉まつり」（調理技術交流など）
地区リーダー研修会（調理実習演示など）

【潟上市食生活改善部会（3支部）】

- ・定例学習会（年6回）、研修会への参加、伝達講習会の開催を行っている。
（定例学習会で学んだことを地域へ持ち帰り、食生活改善部員が調理実習などを行う）
- ・減塩や野菜摂取の普及活動

【食育ボランティアの活動】

県に登録している食育ボランティアが実施食文化の伝承活動を行っている。市や学校の依頼を受けて実施する野菜の加工品調理講習会や、日本食生活協会の委託事業として幅広い世代に対する食育活動を実施している。

市の受託事業の実施（厚生労働省）

- ・スポーツ少年と食育活動事業
- ・親子の食育教室事業
- ・在宅介護食ボランティア事業
- ・ヘルスサポーター21事業
- ・食生活改善・保育・栄養指導等
- ・よい食生活をすすめるためのグループ講習会
- ・高齢者のための低栄養予防食育教室

第4章 食育推進のための施策の展開

1 基本的施策

(1) 家庭における食育の推進

家庭を食育の基本となる場ととらえ、全ての世代において望ましい食習慣が習得・維持できるよう取り組みます。また、妊産婦や乳幼児等の保護者に対し、健診等を通じて適切な栄養管理に関する知識が習得できるようにします。

男女共同参画の視点から食育を考えることができるよう、男性を対象とした料理教室や、家族で参加できるイベントや講座などを実施して、家族の健康を家族で考える機会をつくります。

(2) 保育園、幼稚園、学校における食育の推進

保育園や幼稚園、学校も食習慣の基礎づくりに重要な役割をもっていることから、家庭や地域と連携し、食育の取組を進めます。保育・教育活動の中で望ましい食習慣を身につけ、体験活動を通して自然の恵みや食に関する人々への感謝の心を育て、また行事等を通じて食文化の理解を進めます。

学校給食を生きた教材として活用し、コメを含む地場農産物や加工品の積極的導入や、生産者や給食調理従事者との交流を推進します。

(3) 地域における食育の推進

ライフステージに応じた食育を継続的、一体的に行うために、地域団体と家庭、学校、行政が連携し、食生活の改善や世代間交流による食文化の継承などを推進します。

食事バランスガイドの活用を推進するとともに、栄養バランス等に配慮した日本型食生活を見直し、食による健康づくりを進めます。また、食生活改善部会をはじめとする食育を推進する人材（食育ボランティア）をさらに育成・活用し、地域の食文化（行事食、郷土料理など）の掘り起こしや伝達、体験活動の推進に取り組みます。

(4) 地産地消と環境に配慮した食生活の推進

直売施設において地場農産物や魚類、加工品を販売し、地産地消を推進します。また地域資源を生かした特産品の開発・製造を行い、ブランド化で付加価値を高めるなど、農林水産業の振興を図ります。

学校給食への地場農産物の利用率向上は潟上市の大きな課題となっており、今後、野菜、大豆加工品や魚など、地場産食材の学校への供給システムの構築を目指し、おいしく安全・安心な給食の充実を図ります。

環境への負荷を軽減し、循環型社会を実現するため、ごみの分別や資源のリサイクル、生ごみの堆肥化、廃油の再利用などについての市民の理解を進め、生産者・事業者においても環境に配慮した農林水産物の生産や加工品の製造・流通を行うよう、自発的な取組を促進します。

◎教育ファームなどを通した農業体験の推進、都市と農村との交流促進

自然の恵みや食に関わる人々への感謝の心を育むため、教育ファームを推進し、子どもたちが農作業を体験する機会を広げます。教育ファーム受け入れ協力農家を募集し、登録を進め、体験する場を増やします。

★教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めるため、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間行う。米、野菜、果実、畜産物、魚介類、きのこのほか、情操教育の観点から花きも取り扱うことができる。

(5) 食品の安全性の確保や、正しく食を選択するための情報収集・提供

食品の安全性や食育に関する情報を収集し、広報やホームページ等を通じて、市民が適切な食生活の選択ができるような効果的な情報発信に努めます。市民講座や研修会などを実施し、食品の安全性や栄養、食習慣など食に関する知識について市民や生産者・事業者の理解を増進します。

(6) ネットワークを生かした食育の推進

家庭、幼稚園・保育園・学校、地域団体、生産者・事業者など関係者との食育ネットワークを構築し、行政と市民が連携・協働できる体制をつくるとともに、庁内推進体制を整備し、市として一体的に施策を推進します。

また、継続的な食育推進を図るため、毎年10月の「食の国あきた」推進月間(県の食育推進月間)と国の計画で定める毎月19日の「食育の日」の普及、イベント時における啓発活動などを行います。

2 食育推進のための目標値

食育の推進に関する状況を、客観的な指標によって把握するため、次の項目について目標値を設定します。

項 目		第 1 次計画 策定時	現状値 (最新)	目標値 (H30 年度)
①食育に関心を持っている市民の割合		—	— (参考値あり※1)	90%
②朝食を毎日 食べる人の割合	幼児 ②－1	91.5% (4 歳児)	92.4%	100%
	小学生②－2	92.7% (小 4)	94.0%	100%
	中高生②－3	84.5% (中 2)	83.3%	100%
		82.2% (高 2)	86.5% (※2)	90%
	20 歳代・30 歳代 ②－4	68.2%	69.5%	85%
	40 歳代・50 歳代 ②－5	75.2%	81.4%	90%
③学校給食における地場産物 (県産) を使用する割合 (※4)		14.2%	31.0% (※3)	35%
④内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) を認知している市民の割合		—	82.2% (※2)	90%
⑤運動器症候群 (※5 ロコモティブシンドローム) を認知している市民の割合		—	8.3% (※2)	80%
⑥減塩やうす味を実行している人の割合		—	44.7% (※2)	60%
⑦栄養バランス等に配慮した食生活 (※6) を送っている市民の割合		—	45.4% (秋田県)	60%

※1 食育まつり来場者アンケートより (平成 21 年度) …89%

※2 健康かたがみ 21 アンケートより (平成 24 年度)

※3 秋田県教育庁保健体育課「平成 24 年度学校給食物資使用調査」における野菜 15 品目の地場産使用量

※4 潟上市の給食物資年間使用量のうち潟上市産物の使用量は 10%未満です。

※5 ロコモティブシンドローム (通称ロコモ) …骨・関節・筋肉といった運動器の機能が衰えることにより、普段の生活における自立度が低下し、寝たきりや要介護になる危険性が高い状態のこと。

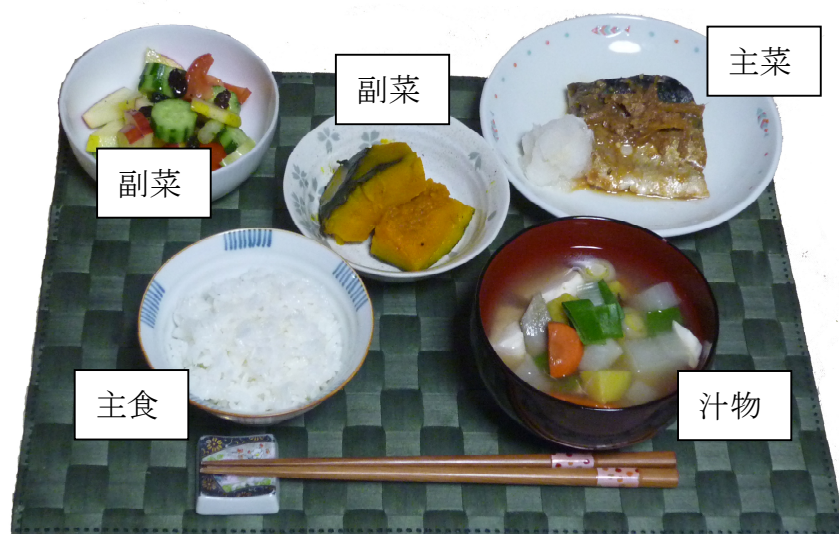
※6 栄養バランス等に配慮した食生活…「主食・主菜・副菜」のそろったバランスのよい食事をしていること。

《参考》

国における目標値（内閣府公表資料より）

項 目		第2次基本 計画策定時	現状値 (最新)	目標値 (H30年度)
食育に関心を持っている国民の割合		70.5%	74.2%	90%
朝食または夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数		週 9 回	週 9.5 回	週 10 回
朝食を欠食する 国民の割合	子ども	1.6%	0%	0%
	20 歳代・30 歳 代男性	28.7%	32.4%	15%
学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース）		26.1%	25.7%	30%
栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合		50.2%	55.7%	60%以上
内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している国民の割合		41.5%	40.2%	50%以上
よく噛んで食べるなどの食べ方に興味のある国民の割合		70.2%	73.0%	80%
食育の推進に関わるボランティアの数		34.5 万人	35.8 万人	37 万人以上
農林漁業体験を経験した国民の割合		27 %	31 %	30%
食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合		37.4%	66.5%	90%
推進計画を作成・実施している市町村の割合		40 %	65.3%	100%

○「主食・主菜・副菜」のそろったバランスのよい食事例



主食：米、パン、めん類などの穀類で、主として炭水化物エネルギーの供給源

主菜：魚や肉、卵、大豆製品などを使った副食の中心となる料理で、主として良質たんぱく質や脂質の供給源となる。

副菜：野菜などを使った料理で、主食と主菜に不足するビタミン、ミネラル、食物繊維などを補う。

汁物：みそ汁やスープなど、水分を補う。

第5章 ライフステージ（成長段階）に沿った取組

食育の推進は、すべてのライフステージを対象として、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・事業者等の様々な主体が、生活の場面で目標を定め、役割分担し合い、連携を取りながら取り組んでいく必要があります。

1 ライフステージを通じて必要な取組

取組主体	取組内容
家 庭	○家庭での食生活について、男女の別なく家族全体で考える機会を持つ。 ○男性も自立した食生活を送れるよう、食事の支度を分担する、食材を買いにスーパーへ行くなど実践する。 ○地域の行事に家族で参加する。 ○地場産の食材を食生活に取り入れる。
地 域	○地域の子どもから高齢者までが食を通じた交流を図ることができるような行事を開催する。 ○市が開催する親子の食育教室や、食生活改善部会が行う食育教室、講習会等に協力・参加し、食に関する豊富な知識や技術を学び、次世代に伝える。また、食に関する正しい情報を提供する。 ○地域活動への参加を通して、地域の食材や伝統料理、食文化などについての知識を伝える。
生産者 事業者	○新鮮で作り手の見える食材を提供する。 ＊地場産野菜の即売会・直売会 ＊給食への食材の提供 ○教育ファームなどを通じた農作業体験への協力をする。 ＊野菜等の畑の見学会や収穫体験 ＊保育園や幼稚園内農園、学校農園での農作業体験の指導 ○商店やコンビニエンスストア、スーパーマーケットといった小売店のレジなどに情報ブースを設け、食育に関する情報を提供、発信していく。 ○あらゆる機会を通じて、食に関する正しい情報を消費者に提供する。
行 政	○ホームページに食育コーナーを設け、情報提供を行う。 ○市の広報で食育月間にあわせて特集するなど食育への意識啓発、学校などでの取組事例紹介、食育に関するイベントのお知らせ、朝ご飯簡単レシピ紹介などの情報を提供する。 ○廃棄物の発生抑制（ごみの減量化）を図るため、EMバケツやコンポストを活用した生ごみの堆肥化を推進し、「資源の再利用」と「食の大切さ」を普及啓発する。 ○食育に関する事業を実施する際には、家族で参加しやすいよう日

	時・場所などに配慮する。 ○食や健康に関する相談に随時対応する。 ○男女共同参画推進の観点から、男性の料理教室など男性を対象とした食育の普及に係る取組を推進する。 ○子どもの食にかかわる必要性をよびかける。 ○既存の農地を活用して、家庭や学校、地域と連携し、様々な体験機会を提供して、食の大切さについて理解を深める。 ○市内の学校や福祉施設に地場産食材を提供する仕組みをつくり、食育環境を整備する。 ○産直施設・加工施設を拠点に、地元の食材の提供や加工品の開発を通して、潟上産の食材についてPRを行う。 ○食育を推進する食生活改善部員を育成し、その活動を支援する。 ○栄養バランスのとれた日本型食生活の普及・推進を図る。 ○食品表示の理解や安全な食品の選び方など、食の安全・安心に関する情報を提供する。 ○食育を推進する民間ボランティアを育成し、その活動を支援する。 ○食育にまつわる作文やポスター、標語等の募集など、参加型の事業を通じて啓発に努める。 ○地産地消や生活習慣病予防など、各成長段階に応じたレシピを紹介する。 ○産学官連携により、食育を推進する。
--	--

2 妊産婦期・乳幼児期（おおむね0～5歳）

取組主体	取組内容
家 庭	○妊娠期の食生活の大切さを知り、食の安全に配慮し、バランスのよい食事をする。 ○安心と安らぎの中で母乳やミルクを飲む心地よさを感じさせる。 ○離乳食を通して、噛む力、飲み込む力を育てる。 ○新鮮な旬の食材を使用し、薄味で素材の味を生かした離乳食をつくる。 ○子どものときから薄味に慣らし、様々な食べ物を味わうことにより、味覚を育てる。 ○よく遊ぶ、お腹がすく、おいしく食べるといった「食事のリズム」をつくる。 ○家族そろって楽しく食事をする。 ○食前食後のあいさつや食前の手洗い、箸の使い方など、食事のマナーを教える。 ○よく噛むことや歯みがきの習慣を身につけ、むし歯の予防と健康な歯の維持に心がける。 ○好き嫌いや食べ残しをなくし、食べ物への感謝の気持ちと、もったいないの精神を育む。 ○子どもの間食は時間を決め、清涼飲料水を控えるなど、内容についても配慮する。
地 域	○母親学級や子育てサークルなどで仲間づくりを進め、情報交換をする。 ○自治会等の行事で食についての体験の場を設ける。 ○保育所や幼稚園での食育に関する行事に協力する。 ○小児科・歯科等の医療機関は、食や健康に関する指導・助言を行う。 ○老人クラブなどのグループが、野菜の栽培や行事食などを通じて子どもたちと触れ合う。
保育園 幼稚園	○自分でできることの範囲を広げながら、健康や安全など生活に必要な基本的習慣を身に付ける。（手洗い・うがい・食事の準備・あいさつ・よく噛む・食事のマナー・後片付け・歯磨きなど） ○食べ物と体との関係に関心を持ち、食事や健康の大切さを知る。（食べ物の働き・栄養バランスへの関心を高める） ○自然（四季）を感じながら、友達と楽しんで食事をする。（野菜の苗植え～収穫～クッキング～試食までの体験） （行事食や伝統食を取り入れ、地域の食材を活用する） ○給食だよりでレシピを紹介する、親子クッキングを開催するなど保護者への啓発を行う。

生産者 事業者	○教育ファームなどを通じた農作業体験への協力をする。 ＊野菜等の畑の見学会や収穫体験 ＊保育園や幼稚園内農園での農作業体験の指導 ○地場産品の加工品を作る際に食材を提供する。 ○食品製造工場などは、見学等を積極的に受け入れる。
行 政	○妊婦教室を通して、妊婦への栄養指導を行う。 ○乳幼児健診等を通じて、子どもの発育・発達過程に応じた食や歯に関する学習機会や情報の提供を行う。 ○離乳食教室や親子料理教室等、食や歯に関する様々な学習機会を提供する。 ○保育所や幼稚園と連携し、食や歯に関する様々な情報を保護者に提供する。 ○保育所や幼稚園と連携してむし歯予防教室を開催し、噛むことの大切さや歯に関する様々な情報を提供する。 ○子育て講座で料理教室を開催し、乳幼児期の食の大切さの学習機会を提供する。 ○育児や子育て支援の充実を図る。 ○「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動などを通して、朝食の大切さを知らせる。

3 学齢期（おおむね6～12歳）

取組主体	取組内容
家 庭	○「はやね・はやおき・あさごはん」を実践し、運動を含めた規則正しい生活リズムを身につける。 ○子どものときから薄味に慣らし、様々な食べ物を味わうことにより、味覚を育てる。 ○食べ物や栄養素の働きや適量を知る。 ○食事作りの手伝いや買い物を通して、食に関する幅広い知識と関心を高める。 ○四季折々の旬の食材や年中行事に合わせた食事を取り入れる。 ○郷土料理や行事食を家族で作り、多世代で食卓を囲む。 ○食前食後のあいさつや食前の手洗い、箸の使い方など、食事のマナーを教える。 ○よく噛むことや歯磨きの習慣を身に付け、むし歯等を予防する。 ○好き嫌いや食べ残しをなくし、食べ物への感謝の気持ちと、「もったいない」の精神を育む。 ○食事の時間を楽しく過ごせるよう、笑顔での食事、楽しい会話等を心がける。 ○無駄な食品を購入しない。ゴミについて考える。 ○慣れない食べ物や、嫌いな食べ物をおいしく食べられるよう工夫する。 ○親子で生活リズムや食生活について見直し、目標をたてる。 ○子どもの間食は時間を決め、清涼飲料水を控えるなどについて心がける。
地 域	○子ども会などの行事において、食に関する行事を取り入れる。 ○学校での食育に関する行事に協力する。 ○小児科・歯科等の医療機関は、食や健康に関する指導・助言を行う。
小学校	○特別活動、保健体育、生活科、社会科、家庭科など、あらゆる機会です食に関する指導を行う。 ○給食を通じて、配膳、片付けの仕方、正しい食事のマナーを身につけ、食事の喜びや楽しさを味わう。 ○給食を好き嫌いなく、残さず何でも食べるよう働きかける。また、給食から出るゴミについて考えることにより、食べ物に不自由する国のことや、食べ物ができるまでの活動や口に入るまでの活動に関わる人のことを学ぶ。

小学校	○生産者との交流の場を設定する。 ○給食に地場産の食材を積極的に利用したり、郷土料理や行事食を取り入れたりすることにより、地域産業や郷土の食文化への関心を高める。 ○学校だより・給食だより・保健だより等で保護者への情報提供をする。 ○保護者会で健康教育、給食試食会を行う。 ○親子で触れ合うことができる行事を開催する。 ○「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動に取り組む。
生産者 事業者	○教育ファームなどを通じた農作業体験への協力をする。 ＊野菜等の畑の見学会や収穫体験 ＊学校農園での農作業体験の指導 ○地場産品の加工品を作る際に食材を提供する。 ○食品製造工場などは、見学等を積極的に受け入れる。
行 政	○小学校と連携して親子料理教室等を開催し、食に関する様々な情報や調理体験を提供する。 ○「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動などを通して、朝食の大切さを知らせる。 ○小学校と連携してむし歯予防教室を開催し、噛むことの大切さや歯に関する様々な情報を提供する。 ○環境教育の一環として行っているクリーンセンター見学時に、廃棄物から食べ残しを減らす学習への取組を推進する。 ○給食で地場産物使用率が向上するような体制づくりを行う。 ○食育に関する授業において市内栄養教諭を活用し、発達段階に応じた学習計画作成の支援や情報提供を行う。 ○児童館事業を通して、野菜や果物などを植え、収穫し、新鮮な食材を使った料理やおやつを調理し食することで、食生活に関する体験機会を提供する。 ○児童館事業や放課後児童クラブ事業を通して、おやつ作り・果物狩り・ケーキ作りなど、旬の食材や季節の味を楽しむ体験の機会を提供する。 ○放課後児童クラブでお弁当を持参する日は、ご飯とおかずを必ず持参し、箸の使い方や弁当の包み方など食事のマナーも教える。 ○子育て支援の充実を図る。

4 思春期（おおむね13～18歳）

取組主体	取組内容
家庭	○食事の時間を楽しく過ごせるよう、笑顔での食事、楽しい会話等を心がける。 ○残さず、何でも食べるようにする。 ○無駄な食品を購入しない。ゴミについて考える。 ○子どもと一緒に料理を作ったり、子どもたちに積極的にお手伝いさせたりする。 ○慣れない食べ物や、嫌いな食べ物をおいしく食べられるよう工夫する。 ○郷土料理や行事食を家族で作り、多世代で食卓を囲む。 ○親子で生活リズムや食生活について見直し、目標をたてる。 ○十分な睡眠や1日3回の食事など、運動を含めた規則正しい生活リズムをつくる。 ○自分の健康と食生活の関係を理解する。 ○調理することを通して、食に対する理解を深める。 ○食品表示や食の安全について理解し、食品を選ぶ能力を育てる。 ○食べ物への感謝の気持ちと、「もったいない」の精神を育む。
地域	○家庭や学校、行政と連携し、親子料理教室など、食に関する様々な活動を展開する。 ○学校での食育に関する行事に協力する。 ○内科・歯科等の医療機関は、食や健康に関する指導・助言を行う。
中学校 高校	○特別活動、保健体育、生活科、社会科、家庭科など、あらゆる機会です食に関する指導を行う。 ○心と身体の成長や健康の保持、増進のために必要な栄養や食事のとり方を学び、自ら管理していく力を身に付ける。 ○給食を通じて配膳や片付け、正しい食事のマナーを身に付け、食事の喜びや楽しさを味わう。 ○給食に地場産の食材を積極的に利用したり、郷土料理や行事食を取り入れたりすることにより、地域産業や郷土の食文化への関心を高める。 ○学校だより・給食だより・保健だより等で保護者への情報提供をする。 ○「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動に取り組む。 ○調理実習や農林漁業体験、食品の生産・販売等の実習体験を通して、食や、食をはぐくむ自然環境、産業、食文化への理解を深める機会を提供する。

中学校 高校	○過度の痩身や肥満が健康に及ぼす影響や食事と身体の関係など、健全な食生活を送るために必要な知識を習得し、実践できる能力を育てる。 ○社会人となる準備期間として、栄養、調理、食の安全等に関する知識と技術を習得し、実践できる能力を育てる。
生産者 事業者	○教育ファームなどを通じた農作業体験への協力をする。 ＊農作業体験の場を提供 ＊学校農園での農作業体験の指導 ○地場産品の加工品を作る際に食材を提供する。 ○食品製造工場などは、見学や作業体験等を積極的に受け入れる。 ○飲食店や小売業等で、調理済食品の栄養成分表示や、食材の産地表示等の情報提供を行う。 ○栽培や収穫体験、食品の生産・販売等の実習体験の場を提供する。
行 政	○「はやね・はやおき・あさごはん」推奨運動などを通して、朝食の大切さを知らせる。 ○中学生・高校生向けの食育に関する情報を提供する。 ○食育に関する授業において市内栄養教諭を活用し、発達段階に応じた学習計画作成の支援や情報提供を行う。

5 青年期（おおむね19～39歳）

取組主体	取組内容
家 庭	○十分な睡眠や1日3回の食事など、規則正しい生活リズムをつくる。 ○食に関する知識（適正な食事量、栄養バランス、食品表示、食の安全・安心など）を習得する。 ○自らの食生活を点検し、望ましい食習慣の維持・改善に努めることにより、肥満や生活習慣病を予防する。 ○家族や友人と一緒に食事をして、食べる楽しさを実感する。 ○調理することを通して、食に対する理解を深める。 ○食の大切さや、食に関する知識、食事マナーなどを子どもに教える。 ○地域や行政等が主催する食に関わるイベント等に参加し、地域の食材や食文化を理解する。 ○料理の作り過ぎや食べ残しを減らすとともに、資源ゴミを再利用するなど、環境に配慮した生活を実践する。 ○かかりつけの医師や歯科医師を持ち、定期健診を受けるなど、健康管理に十分配慮し、生活習慣病や歯科疾患を予防する。 ○多量飲酒（1日3合以上飲む人）を控え、休肝日を設ける。
地 域	○食生活改善部会等が行う講習会を通して、食に関する正しい情報を提供する。 ○内科・歯科等の医療機関は、食や健康に関する指導・助言を行う。
生産者 事業者	○農業体験指導への協力 ・栽培技術講習会の実施。 ○栽培や収穫体験、食品の生産・販売等の実習体験の場を提供する。 ○飲食店や小売業等で、調理済食品の栄養成分表示や、食材の産地表示等の情報提供を行う。 ○あらゆる機会を通じ、食に関する正しい情報を消費者に提供する。 ○各企業は、従業員が家族そろって食事をする機会が増えるように配慮する。
行 政	○食の大切さや望ましい食生活、食事マナー等、食に関する知識や情報を提供する。 ○食生活改善部会が行う講習会を通して、食に関する正しい情報を提供する。 ○公民館において料理教室等を開催し、自らの食に関する学習機会を提供する。

6 壮年期（おおむね40～64歳）

取組主体	取組内容
家 庭	○十分な睡眠や1日3回の食事など、規則正しい生活リズムをつくる。 ○食に関する知識（適正な食事量、栄養バランス、食品表示、食の安全・安心など）を習得する。 ○家族や自分の食生活を点検し、望ましい食習慣の維持・改善に努めることにより、肥満や生活習慣病を予防する。 ○家族や友人と一緒に食事をして、食べる楽しさを実感する。 ○調理することを通して、食に対する理解を深める。 ○食の大切さや、食に関する知識、食事マナーなどを子どもに教える。 ○家庭料理や行事食、郷土料理などの知識と技術を子どもに伝える。 ○地域や行政等が主催する食に関わるイベント等に参加し、地域の食材や食文化を理解する。 ○料理の作り過ぎや食べ残しを減らすとともに、資源ゴミを再利用するなど、環境に配慮した生活を実践する。 ○かかりつけの医師や歯科医師を持ち、定期健診を受けるなど、自らの健康管理に十分配慮するとともに、家族ぐるみで生活習慣病や歯科疾患を予防する。 ○多量飲酒（1日3合以上飲む人）を控え、休肝日を設ける。
地 域	○身近にある地場産の旬の食材を使って工夫して料理し、食の大切さや食べる楽しさを実感する。 ○内科・歯科等の医療機関は、食や健康に関する指導・助言を行う。
生産者 事業者	○栽培技術講習会の実施など、農業体験指導へ協力する。 ○栽培や収穫体験、食品の生産・販売等の実習体験の場を提供する。 ○飲食店や小売業等で、調理済食品の栄養成分表示や、食材の産地表示等の情報提供を行う。 ○各企業は、従業員が家族そろって食事をする機会が増えるよう配慮する。
行 政	○健診結果から生活習慣病予備群の人に対し、集団及び個々に食生活の改善のための指導・助言を行う。 ○生活習慣病予防教室等を通して、適正な食事量や栄養バランスを知らせ、望ましい食習慣の維持・改善を図る。 ○公民館における各種講座で料理教室（季節の料理やお正月料理など）を開催し、旬の食材や地場産の食材を取り入れて、食生活に関する学習機会を提供する。

7 高齢期（おおむね65歳～）

取組主体	取組内容
家 庭	○栄養の過剰摂取や低栄養を予防する。 ○健康診断や歯科検診を定期的に受診し、体の健康・歯と口腔の健康を維持する。 ○体調に応じて食事内容を工夫する。 ○家族や友人と一緒に食事をして、食べる楽しさを実感する。 ○食の大切さや、食に関する知識、食事マナーなどを子どもや孫に教える。 ○家庭料理や行事食、郷土料理などの知識と技術を子どもや孫に伝える。 ○料理の作り過ぎや食べ残しを減らすとともに、資源ゴミを再利用するなど、環境に配慮した生活を実践する。 ○かかりつけの医師や歯科医師をもち、定期健診を受けるなど、健康管理を十分に行い、生活習慣病や歯科疾患を予防する。
地 域	○身近にある地場産の旬の食材を使って工夫して料理し、食の大切さや食べる楽しさを実感する。 ○子どもや子育て世代との食を通じた交流を通して、いきいきとした暮らしを実現する。 ○内科・歯科等の医療機関は、食や健康に関する指導・助言を行う。
生産者 事業者	○収穫祭の開催 ・子ども及び子育て世代と高齢者の収穫体験と伝統食講習試食会。 ○調理が困難な高齢者世帯に対して、行政と連携し食材の宅配サービスや配食サービスを実施する。 ○老人福祉施設などの食事にも地場産の食材を積極的に利用したり、郷土料理や行事食を取り入れたりする。 ○地域や学校、行政等と連携し、高齢者と子どもや子育て世代が食を通じて交流を図ることができる機会を提供する。
行 政	○栄養の過剰や低栄養を予防し、元気な高齢期を送ることができるよう健康教室を開催する。 ○シニア（高齢者）講座で、高齢者向けの食材や摂取の仕方など食生活に関する学習機会を提供する。 ○介護予防事業として口腔機能向上のプログラムを実施する。 ○高齢者に対する配食サービスを事業者と連携して行う。

第6章 計画の推進

1 推進体制

(1) 潟上市食育推進会議~~（仮称）~~の設置

市の食育は、地域、生産者、流通事業者、食育関係団体、教育関係者、医療・保健関係者、関係行政機関などさまざまな主体により推進されなければなりません。これらの主体で構成される「潟上市食育推進会議」を設置し、施策の推進や計画の進捗状況の把握や評価を行います。それぞれの主体が連携・協力することにより、市民運動として食育を推進します。

(2) 庁内推進体制の整備

庁内関係各部署の管理職による食育推進庁内検討会~~（仮称）~~を設置

庁内関係各部署により食育推進プロジェクトチーム~~（仮称）~~を設置

食育は全ての世代に関わることであり、庁内で横断的に、息の長い取組を継続できる体制を整えます。

2 進捗管理

食育推進計画における取組が計画的・効果的に推進されるよう、進捗管理を行い、その結果を公表していきます。次期計画の策定に生かすため、計画の最終年には総合的に評価を行うこととします。

潟上市食育推進会議設置要綱

平成 22 年 1 月 22 日

告示第 8 号

(設置)

第 1 条 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に基づき、潟上市における食育を推進するにあたり、潟上市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 食育推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画を推進すること。
- (2) その他食育の推進に関し必要と認められること。

(組織)

第 3 条 食育推進会議は委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校・幼稚園・保育園関係者
- (3) P T A 関係者
- (4) 商工業関係者
- (5) 農業関係者
- (6) 健康づくりに関する活動を行っている者及び団体の構成員
- (7) 子育てに関する活動を行っている者及び団体の構成員
- (8) 食育に関する活動を行っている者及び団体の構成員
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 食育推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 食育推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて意見又は説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 食育推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して決定する。

附 則

この告示は、平成22年1月22日から施行する。

潟上市食育推進会議委員

任期 平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

(敬称略)

No.	氏名		所属等	備考
1	舘岡慶一郎	1 号委員	識見を有する者	会長
2	加藤 作美	1 号委員	潟上市廃棄物減量等推進協議会会長	
3	米谷 堅光	1 号委員	識見を有する者	
4	菅原 美波	1 号委員	識見を有する者	
5	児玉 清子	1 号委員	識見を有する者	
6	谷 漣	2 号委員	潟上市立追分保育園栄養士	
7	工藤 由美子	2 号委員	潟上市立天王小学校学校栄養教諭	
8	菅原 勝	3 号委員	潟上市立大豊小学校 P T A 会長	
9	藤原 聡子	4 号委員	特別養護老人ホームわかば園管理栄養士	
10	千種 正広	5 号委員	J A あきた湖東営農経済部農業振興課長	
11	吉田 朋志	5 号委員	J A 秋田みなみ営農経済部営農販売課長	
12	奈良 孝子	6 号委員	潟上市食生活改善部会部長 (天王支部長)	副会長
13	鑑 トモ子	6 号委員	潟上市食生活改善部会副部長 (飯田川支部長)	
14	菅原 恂子	6 号委員	潟上市食生活改善部会副部長 (昭和支部長)	
15	石川 絵美子	7 号委員	天王公民館ひまわり学級 (子育て関連活動団体)	
16	三浦 るり子	8 号委員	秋田県食育推進リーダー (食育指導士)	
17	古井 美和子	9 号委員	秋田県健康福祉部健康推進課副主幹	
18	菊地 晃生	10 号委員	公募委員 (ファームガーデン黄昏)	

潟上市食育推進庁内検討会設置要綱

平成 20 年 8 月 21 日

訓令第 16 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号

平成 21 年 6 月 15 日訓令第 13 号

平成 23 年 3 月 31 日訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 潟上市における食育の推進に関し、総合的な計画を策定し、その推進を図るため、潟上市食育推進庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 庁内検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 食育に関する施策の推進と調整に関すること。
- (3) その他食育の推進に関して必要と認められること。

(組織)

第 3 条 庁内検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 庁内検討会の会議は委員長が招集し、その進行にあたる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求めて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会議の結果は、必要に応じ、市長及び関係する部課等に報告する。

(庶務)

第 5 条 庁内検討会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めのない事項については、必要に応じその都度定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 21 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 15 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 21 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名	職 名
委 員 長	企画政策課長
副 委 員 長	産業課長
委 員	総務課長 生活環境課長 健康推進課長 高齢福祉課長 総務学事課長 幼児教育課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長

潟上市食育推進プロジェクトチーム設置要綱

平成 20 年 7 月 29 日

訓令第 14 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 潟上市における食育の推進に関し、必要な事項を調査研究するため、潟上市食育推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 食育に関する事業の実施に関すること。
- (3) その他食育の推進に関して必要と認められること。

(構成)

第 3 条 プロジェクトチームの構成員は潟上市役所内の職員とし、市長が任命する。

2 プロジェクトチームにリーダーを置き、企画政策課企画政策班長をもって充てる。

3 プロジェクトチームにリーダーを補佐させるため、サブリーダーを 1 人置き、構成員の互選で定める。

(会議)

第 4 条 会議はリーダーが総理し、必要に応じて招集するものとする。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチーム以外の者の出席を求めて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

3 会議の結果は、必要に応じ、市長及び関係する部課等に報告する。

(庶務)

第 5 条 プロジェクトチームの庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 6 条 この訓令に定めのない事項については、必要に応じその都度定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

潟上市食育推進庁内検討会

(敬称略)

No.	氏名	所属等	備考
1	栗山 隆昌	企画政策課長	委員長
2	小玉 隆	産業課長	副委員長
3	小玉 優子	総務課長	
4	関谷 良広	部長待遇兼生活環境課長	
5	北嶋 真喜子	健康推進課長	
6	畠山 靖男	高齢福祉課長	
7	工藤 素子	総務学事課長	
8	佐々木 雅輝	幼児教育課長	
9	菅原 一	部長待遇兼生涯学習課長	
10	村山 久尚	スポーツ振興課長	

潟上市食育推進プロジェクトチーム

(敬称略)

No.	氏名	所属等	備考
1	古仲 淳	企画政策課企画政策班課長補佐	リーダー
2	伊藤 尚吾	産業課商工観光班主査	
3	吉田 佑司	産業課農村整備班主事	
4	瀬下 貴尚	産業課農政班主査	
5	石井 恵子	総務課行政情報班主査	
6	菅原 誠	生活環境課環境保全班主席主査	
7	戸田 妙子	健康推進課天王保健センター主席主査	
8	田仲 恵	健康推進課天王保健センター主査	サブリーダー
9	小野 真由子	高齢福祉課地域包括支援センター課長補佐	
10	千田 幸子	総務学事課学校管理班主任	
11	石井 幸子	幼児教育課幼児教育班課長補佐	
12	伊藤 佐和子	生涯学習課生涯学習班主席主査	
13	畠山 ひとみ	スポーツ振興課スポーツ振興班主査	

(平成26年1月1日現在)

潟上市食育推進計画

策 定 平成26年 月

編集・発行 潟上市総務部企画政策課

〒010-0201

秋田県潟上市天王字上江川47番地100

電話 018-878-9802／FAX 018-878-6086

<http://www.city.katagami.lg.jp/>